

## 4. 実地指導マニュアルについて

### ア. 実地指導マニュアル導入の趣旨

- 今後は、後期高齢者の増大に伴い、介護が必要な度合いが中重度の利用者が、増加し、また、認知症の高齢者も増大することが見込まれるところである。  
このため、従来の身体的ケアから、より高度で専門的なケアとなる「身体的ケア＋認知症ケア」が必要となり、その対応が求められているところである。
- 平成12年の介護保険法の施行に伴い、介護保険施設等の指定基準に身体拘束を原則禁止する旨が定められ、国をはじめ都道府県及び市町村も各種施策を実施してきたところであるが、平成18年4月の介護報酬改正では、身体拘束廃止未実施減算も導入されるなど、よりサービスの質に関する取り組みについて強化が求められているところである。
- また、行動障害を起こす高齢者への虐待問題が近年深刻な問題となっており高齢者の尊厳を冒す重大な問題である高齢者虐待に対し、社会全体での早急な対応が必要であるという気運が高まり、高齢者虐待防止法が議員立法により成立した。この法律は、平成18年4月から施行され、在宅の介護者や事業者等の業務に従事する者に対しても、高齢者への身体的、心理的、経済的等の虐待防止について適切な対応が求められているところである。
- このため、サービスの質の向上の取り組みとして、政策上の重要課題となっている「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」と個別ケアに向けた取り組みを重視する加算請求について、事業者等に対する実地指導の重点としたものである。

## イ. 実地指導マニュアルの構成

- 実地指導マニュアルの構成は、「運営上」の指導、「報酬請求上」の指導及び別冊となっており、それぞれ次のように構成されている。

### ◆ 運営マニュアル

※ 政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等につながる運営上の指導

(1) 運営指導マニュアルについて

(2) 運営指導

① 運営指導Ⅰ（利用者の生活実態の確認）

② 運営指導Ⅱ（サービスの質に関する確認）

③ 身体拘束廃止に関する指導について

(3) 運営指導結果の報告

### ◆ 報酬請求マニュアル

※ 個別ケアに向けた取り組みを重視した加算報酬請求についての普及啓発としての指導

(1) 報酬請求マニュアルについて

(2) 各種加算等自己点検シート

### ◆ 別冊

・ 関係法令

・ 加算・減算適用要件等一覧

## ウ. 運営指導マニュアル使用に当たっての留意事項

- 運営指導マニュアルの使用に当たっては、個々のケアプランやサービスの提供のされ方をチェックするものでなく運営上でのサービスのプロセスを理解できるよう実地にその事業者等の認識や理解度の程度、体制に応じて指導を行うことで、サービスの質の向上を図るものであること。

## エ. 報酬請求指導マニュアルの使用に当たっての留意事項

- 報酬請求指導では、自己点検シートを事業者等に対し、実地指導の事前に送付して自己点検を行うことにより、加算等に必要とされる報酬基準上の体制や実施内容が十分に理解され、適切なサービスの確保につなげていくことを目的としているので、個々の加算請求の是非だけをみるような画一的なチェックとならないようすること。

## オ. 居宅系サービス事業者に対する指導

- 居宅系サービス事業者に対する指導においては、重点事項である高齢者虐待防止の観点から、集団指導の場の活用を図るとともに、実地指導時においても、事業者等に対し、十分な理解と周知徹底を図ること。
- また、報酬請求に関する指導については、報酬基準上の体制や実施内容の十分な理解の促進と適切なサービスの確保に資するよう指導を実施されたい。なお、報酬請求については、指導方針が異なることにより、重大な問題が生じるおそれがあることから、指導内容に疑義があるときは、国に照会を行うなど、統一的な指導方針となるよう留意されたい。

## カ. 好事例の活用

- 実地指導において、虐待や身体拘束が認められない事業者等の取組状況をピアリングし、具体的な取り組みに苦慮している管内事業者等に対し、好事例が活用されるよう情報提供に努められたいこと。

## キ. 実地指導に関する全国担当者会議の開催について

- 実地指導マニュアルについては、平成19年度から新しい取り組みとして実施をお願いすることから、都道府県及び市町村の指導監督担当係長の方々にご参集いただき、このマニュアルの内容について十分に説明を行う研修会を4月上旬に開催する予定であるので、ご承知置き願いたい。